

契約業務経費精算システムクラウドサービスの導入支援及び運用保守業務

(公告日：2022年9月28日／調達管理番号：22a00358) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	業務仕様書(案) P.3	1.6. システム導入スケジュール	2ヶ月：設定・検証・JICA内テスト 6ヶ月：試験導入(導入前教育)・評価・結果報告、本格導入の判定 の記載に関し、ご提示の要件に基づき詳細要件定義からJICA様内テストまで完了させるにあたり、6か月の期間を要すると試算しております。(2ヶ月：設定・検証・JICA内テスト⇒6ヶ月：設定・検証・JICA内テストとなります。) その後、2か月の期間(全体合計：8ヶ月)で試験導入(導入前教育)・評価・結果報告、本格導入判定のタスクを想定したスケジュールで提案差し上げる想定となります。 この場合、JICA様が想定される試験導入等のタスクをこの最後の2か月間で完了頂く提案となることを前提に、業務影響等をご判断頂いた上で提案内容をご評価頂くことは可能でしょうか。 また、現時点でJICA様が想定される試験項目・スケジュール等の情報があればご開示頂くことは可能でしょうか。	システム導入スケジュールは業務仕様書に記載しているスケジュールからの変更ありませんが、間に合わない機能についてはNo.5に記載の通り、代替案をご提示いただき評価致します。
2	業務仕様書(案) P.4	(表3) システム利用計画数	(表3) システム利用計画数 ・「1案件あたり申請2回(申請数40回)」 契約期間中の部分払いの申請1回、業務完了後の申請1回の想定でしょうか。	案件によって状況が異なるため、申請回数(部分払い、業務完了後、領収書の確認のみ)は、現段階では未定です。
3	業務仕様書(案) P.6	3. 作業の実施内容に関する事項	通番1の質問回答が「可」であることを前提に、作業の実施内容に関する事項に記載される各作業のスケジュールを通番1質問内容と連動した提案とし、ご評価頂くことは可能でしょうか。	No.1の通り。
4	要件定義書 P.4	表1 本システム導入時の業務要件 No.6	「受注者は本システム上の案件リストから案件を選択」とありますが、「案件」とは、受注もしくは契約した業務名称という理解で合っていますでしょうか。(今回でいえば「契約業務経費精算システムクラウドサービスの導入支援及び運用保守業務」) もしそうであれば、「件名」「落札社名」はHP上に公開されていますので、他社から閲覧できても問題ないように思いますが、どのようにお考えでしょうか。	契約した業務名称になります。HP上にも「件名」「落札社名」は公開されていますが、本システムでは関係のない案件の支出状況が閲覧できないようにしたいと考えていますので、契約相手方に限定しております。
5	要件定義書 P.12	3.2.1. 機能一覧	一部機能はAddON開発を予定しておりますが、通番1の質問回答が「否」である場合、試験導入開始時に間に合わない機能が発生する想定です。 試験導入開始時は手入力代替し、本格導入時に提供開始する等、一時的代替案を含む提案となる場合、業務影響等をご判断頂いたうえで提案内容をご評価頂くことは可能でしょうか。 (<例>No.8~12 案件情報の入出力、No.13 案件情報表示・管理、No.25 日数自動計算等)	可能です。評価にあたり、手入力であるなどの代替対応は、誰がどのような体制で行うのか、また、間に合わない機能の提供時期を明確に記載ください。特に、案件情報に関する項目は優先度が高いと考えています。
6	要件定義書 P.13	表1-1 機能要件一覧(全体) No.13 案件情報の表示・管理	「調達管理番号で申請データ一覧のソートができること」とありますが、具体的にどのような業務時に、ソートを利用する想定でしょうか。 利用目的・利用シーンをお伺いしたく存じます。	受注者は多くの案件を持っており、そのため、経費入力にあたり、先ず該当案件を検索します。その際に調達管理番号を入力して検索します。 JICA側でも、支出状況確認のため調達管理番号を入力して該当案件を検索します。
7	要件定義書 P.13	表1-1 機能要件一覧(全体) No.15 数値の入力	航空券のキャンセル料が発生した際に、マイナス計上しているとのことですが、22p表7「旅費(航空賃)」の明細行内に、 ・当初支払った航空券の金額 ・払い戻し料金 ・キャンセル手数料 が表示でき、 航空券領収書と払い戻し書を添付するイメージで合っていますでしょうか。	航空賃のマイナス計上については、ご理解の通りです。その他「一般業務費」にて事務所借上費の支出があり、現地事務所撤去時に家賃の保証金や日割分が返金されるケースがあります。
8	入札説明書 P.4	5. 競争参加資格 (3) 共同企業体、再委託について	共同企業体、再委託の定義について教えてください。	「共同企業体」とは、「複数の異なる企業等が、それぞれの社の特徴を相互に補完し、構成員相互の信頼と協調を基に連帯責任をもって業務を実施する場合に構成する組織」のことを指します。 一方、「再委託」とは、「受注者が委託を受けた業務の一部を自ら行わず、第三者に外注してその実施を委ねることを意味します。本案件については、入札説明書P4また業務仕様書(案)P16に、「再委託の禁止」について記載していますので、ご確認ください。

9	入札説明書 P.3	5. 競争参加資格 (3) 共同企業体、再委託について 1) 共同企業体	共同企業体として参加する場合にも、競争参加資格要件を満たす必要がありますか。	入札説明書P4.(3)1)に記載の通り満たす必要があります。共同企業体として参加する場合には、共同企業体結成届、各社毎の競争参加資格確認申請書を提出してください。他方で、例えば、システム提供や一部人材リソースの提供を行う場合は、共同企業体の構成員となる必要はなく、また、再委託扱いにもなりませんので、競争参加資格要件を満たす必要はありません。
---	--------------	--	--	---